

令和 8 年台風第 18 号に伴う災害により被害を受けられたご契約者さまへ 共済掛金の払込に関する特別なお取り扱いについて

この度の災害で被害を受けられた組合員の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。CO・OP 共済では、災害救助法が適用された地域に居住するご契約者さまを対象に、共済掛金の払込猶予期間を延長（最長 6 ヶ月間）するお取り扱いをさせていただきます。

共済掛金の払込猶予期間の延長をご希望の方は、お手数ながら以下のフリーダイヤルまでお申し出いただきますようお願い申し上げます。

○対象商品

《学生総合共済》

※《火災共済》《新あいあい》《マイカー共済》もこくみん共済 coop の基準に準じ、受付を行います。

○災害救助法の適用地域および申出期限（2026 年 9 月 30 日現在）

適用年月	適用市町村	申出期限
2026 年 8 月	【鹿児島県】 大島郡徳之島町（おおしまぐんとくのしまちよう）	2027 年 2 月末日

※最新の適用地域は、内閣府のホームページをご参照ください。

災害救助法

検索

○共済掛金の払込猶予期間延長に関するお問い合わせ

コープ共済センター フリーダイヤル

0120-50-9431

受付：午前 9 時～午後 6 時、月～土（祝日営業）

※災害の規模により、払込猶予期間延長に関するお問い合わせ専用のフリーダイヤルを設ける場合があります。